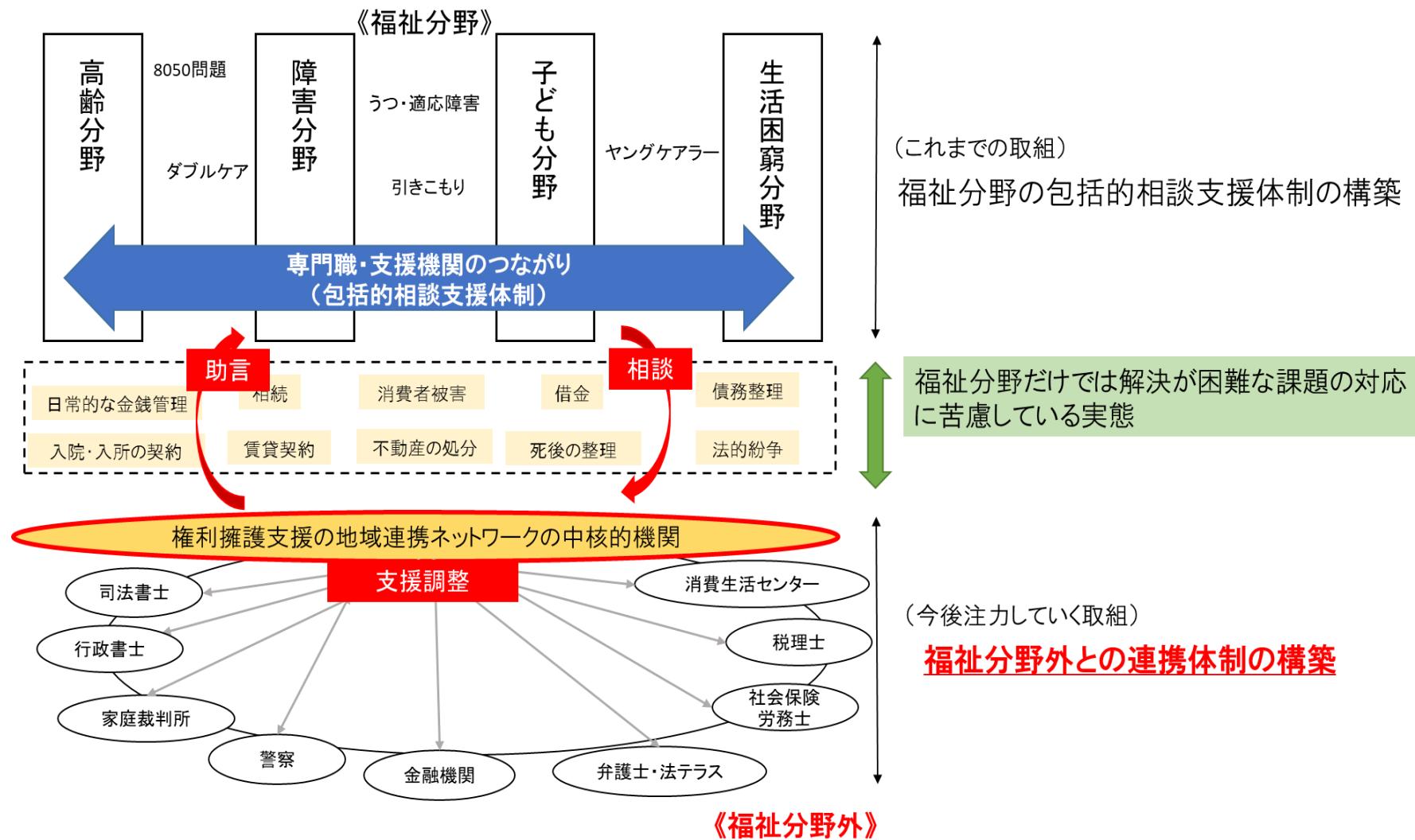


令和 5 年度権利擁護支援強化に向けた 実態調査結果等について（概要）

広島県健康福祉局地域共生社会推進課

権利擁護支援調査にあたり

- 令和4年度に実施した相談支援機関への調査において、福祉分野だけでは解決が困難な課題の対応に苦慮している実態がうかがえる結果が得られた。



令和5年度において、成年後見制度等の権利擁護支援に関する現状と課題を把握し、効果的な施策を検討することを目的とした調査を実施し、司法関係団体等で構成する検討会議を設置して、今後の施策推進の方向性等について意見収集等を実施。

調査の概要【内容・対象等】

調査対象	調査内容	備考
市町行政・市町社協	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の権利擁護に関する相談状況や支援体制の整備状況について ・市町社協の福祉サービス利用援助事業（かけはし）提供状況の実態について 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○調査期間：7月11日～7月25日 7月14日～8月1日 ○調査方法：インターネット調査 ○回答数：23市町、23市町社協
市町相談支援機関 (高齢・障害・子育・困窮) 居宅介護支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する相談受付、対応状況について ・成年後見制度、かけはし利用にあたっての課題 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○調査期間：6月27日～7月14日 ○調査方法：インターネット調査 (調査文書を送付) ○回答数：921機関
市民後見人、生活支援員等のボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に至った経緯、現在の活動状況や活動を行う上での課題 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○調査期間：9月20日～10月16日 ○調査方法：インターネット調査 (調査文書を送付) ○回答数：355人
成年後見人を受任している専門職 (弁護士、司法書士、社会福祉士等)	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見業務を行う上での課題、現在の受任状況と今後の受任意向 ・市町や相談支援機関との関係について 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○調査期間：7月21日～9月5日 ○調査方法：インターネット調査 ○回答数：164件
成年後見制度、福祉サービス利用援助事業の利用者及びその親族	<ul style="list-style-type: none"> ・制度、サービスを利用したきっかけ、利用するメリット、デメリット ・利用を促進するために必要な支援内容について 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○調査期間：9月～10月 ○調査方法：インタビュー調査 ○調査数：6名

調査結果の概要

調査対象	まとめ
市町行政・市町社協	<p>【市町行政】</p> <ul style="list-style-type: none">市町の権利擁護支援体制の整備にあたり、「業務を担う人材を確保できない」、「地域内に司法専門職が不在」が課題となっている。体制整備の有無によって、「成年後見制度に関する施策等を協議する場」、「成年後見人等からの各種相談の対応」、「権利擁護支援の方針の検討（成年後見制度の必要性の検討会議等）」の実施に差が生じている。市民後見人の養成について、研修やフォローアップ等の事務負担等により、単一市町での取組が困難との回答が多い。 <p>【市町社協】</p> <ul style="list-style-type: none">かけはし実施にあたっての課題は、「利用契約以外の出費がある等、金銭管理がうまくいかない」が82.6%、「成年後見制度へ移行するタイミング」が56.5%である。成年後見制度への移行に至らない理由は、申立人の協力が得られないことや本人や家族が成年後見制度について理解してもらえないことが要因となっている。
市町相談支援機関 (高齢・障害・子育・困窮) 居宅介護支援事業所	<ul style="list-style-type: none">成年後見制度やかけはしなど金銭管理等に関する相談を受けることがある機関は約7割となっている。受けることが多い相談内容は、「日常的な金銭管理」、「日常的な支援に関する事」、「契約について」となっている。成年後見制度・かけはしの利用にあたって、どちらも「本人の利用拒否」や「利用するまでの時間がかかり支援が進められない」という課題が最も多く、成年後見制度では、「利用すべきかどうかの判断がわからない」、「本人の家族の協力が得られない」という課題も多い。司法専門職と連携ができている機関は4割程度であり、「日頃からのつながりやきっかけがない」が主な理由となっているが、連携の仕方がわからぬ機関も一定数存在する。

調査結果の概要

調査対象	まとめ
市民後見人 生活支援員等のボランティア	<ul style="list-style-type: none">回答者の54.1%が70歳以上、60歳代を含めると88.7%。支援を行って良かったと思うことは、「社会の役に立てる」(52.6%)、「多様な人々との出会いがある」(50.4%)、「本人や周囲の人から必要とされる」(49.6%)が高い。支援を行う上での課題について、「本人との関わり」(39.9%)が最も高く、次いで「支援を行う上での専門的な知識や技術が足りない」(14.9%)であった。
成年後見人を受任している専門職 (弁護士、司法書士、社会福祉士等)	<ul style="list-style-type: none">回答者の平均受任件数は、4.05件今後の受任意向について、「受任が可能」または「状況によって受任が可能」な人は79.9%で、受任可能な地域は広島市等の都市部が多い。業務上の課題は「被後見人の家族・親族との関わり」(59.1%)、「成年後見人の役割以外のこと要求される」(50.6%)が高い。受任ケース以外での相談は、『ある』が76.8%で、「相続・遺言」(57.1%)、「財産管理や不動産処分」(56.3%)などが高い。
成年後見制度、福祉サービス利用援助事業の利用者及びその親族	<p>【インタビュー抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none">成年後見制度という名前は聞いたことがあったが、実際利用のために家庭裁判所に行き、パンフレットを見ると、とても難しく自分だけでは申込ができないかった。家庭裁判所での説明がないわけではないが、制度自体初めて聞いた状態だったので、もう少し丁寧に教えてほしかった。後見人が亡くなても、別の人気が責任を持って引き継いでくれるような継続性が大事。法人後見にもう少し力を入れてほしい。すぐに良い後見人が見つかるわけではないし、初めから全て任せられるわけでもなく、信頼関係を築くのに3年くらいかかるため、早めに準備することが大事ではないか。

検討会議の設置について

【会議の目的等】

- これまでの県取組の振り返りと権利擁護支援の推進に関する施策の方向性の検討
- どの地域においても成年後見制度を必要とする人の利用が可能になり、尊厳のある生活を継続できる体制の構築

【会議の位置づけ】

- 国が示している都道府県の協議会としての機能を有する会議
- 「第二期地域福祉支援計画」へ取組内容を反映

【構成メンバー】※家庭裁判所はオブザーバー、広島県、広島県社会福祉協議会は事務局

学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、社会保険労務士、税理士、精神保健福祉士
公証人、広島市、呉市、三原市社会福祉協議会、家庭裁判所、広島県、広島県社会福祉協議会

主な協議事項	
第1回 (6/1)	<ul style="list-style-type: none">・県内の現状の共有・課題の整理・実態調査の計画
第2回 (8/3)	<ul style="list-style-type: none">・実態調査の報告（市町行政、相談支援機関）・体制整備に関する課題の整理と取組の方向性
第3回 (10/30)	<ul style="list-style-type: none">・実態調査の報告（市町社協、市民後見人等、専門職団体、当事者）・理解促進に関する課題の整理と取組の方向性・権利擁護人材の担い手確保・養成に関する課題の整理と取組の方向性
第4回 (2/22)	<ul style="list-style-type: none">・施策の展開・方法について 等

権利擁護支援に関する施策の方向性（全体）

理解促進

①成年後見制度・かけはしの理解促進

- ・成年後見制度やかけはし等の広報（当事者団体等との連携等）
- ・各専門職団体と連携した理解促進に関する取組の後方支援

②司法専門職・福祉専門職・家庭裁判所等との連携

- ・推進会議、団体連絡会議等を活用した県域単位のネットワークの強化
- ・相談支援機関と司法専門職団体等を交えた事例検討会の実施

③中核機関未設置市町への支援

- ・体制整備アドバイザーを活用しながらプッシュ型の伴走支援
- ・未設置市町への訪問協議の実施

④中核機関設置市町への支援

- ・権利擁護支援の方針検討、受任者調整、支援の見直し等の機能強化に対する支援
- ・各内容ごとの事例検討会等を開催し、先進事例や具体方法の共有・イメージ化

⑤成年後見制度・かけはしに関する困難事案等への対応

- ・困難ケースへの助言等を行う広域的（県域単位）な後方支援体制の構築
- ・かけはしから成年後見制度への移行支援
- ・親族後見人等への支援

⑥地域資源が不足している地域への支援

- ・専門職団体と連携した広域的な支援（専門職の紹介等）

⑦首長申立への支援

- ・市町行政・相談機関への標準的手順・方法の提供（申立マニュアル等の策定）
- ・成年後見制度利用支援事業の周知

⑧本人の意思決定支援の充実

- ・意思決定支援研修の実施

⑨市民後見人、生活支援員の養成・確保

- ・圏域単位での市民後見人の実施に向けた検討及び実施
- ・生活支援員や法人後見支援員の養成、スキルアップ研修の実施

体制整備

人材確保・育成